

最高裁秘書第867号

令和8年3月16日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和8年3月9日に答申（令和7年度（最情）答申第68号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和7年度（最情）諮問第23号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮問日：令和7年9月11日（令和7年度（最情）諮問第23号）

答申日：令和8年3月9日（令和7年度（最情）答申第68号）

件名：裁判所職員の異動に伴う引継ぎを対面で行う場合に休暇の取得を要することが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁判所職員の異動に伴う引継ぎは業務ではないから、対面での引き継ぎをする場合、休暇を取ってやるべきとされていることが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年6月23日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

特定のXアカウントの特定日の投稿で引用されている裁判所職員の質問からすれば、本件開示申出文書が存在する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所において、本件開示申出文書を探索したが、存在しなかった。

本件開示申出文書を作成する定めはなく、事務処理上作成する必要もないことから、本件開示申出文書は作成していない。

- 2 苦情申出人は、ソーシャル・ネットワーキング・サービスである「X」の特定のXアカウントの投稿に引用されている内容からすれば、本件開示申出文書

が存在すると主張しているが、本件開示申出文書の存在を裏付けるものとはいえない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年9月11日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和8年1月16日 審議
- ④ 同年2月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を探索したが、存在しなかったこと、本件開示申出文書を作成する定めはなく、事務処理上作成する必要もないことから、本件開示申出文書は作成していないことを説明する。当委員会庶務を通じて確認した結果、異動時の事務の引継ぎの方法について具体的に定めた規定はなく、裁判所においては、異動時の事務の引継ぎは、前任者と後任者との間で、前任者個人の判断でメモ等の文書が作成され、後任者個人に交付される場合や、異動する職員とその後任者及び他の異動しない職員との間で、口頭説明で行われる場合など様々な形でされていることが認められた。これらの点からすれば、最高裁判所事務総長の上記の説明に不合理な点があるとは認められない。そのほかに、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。
- 2 苦情申出人は、特定のXアカウントの特定日の投稿で引用されている裁判所職員であるとする者の質問を根拠に本件開示申出文書が存在すると主張するが、苦情申出人が指摘する投稿内容を見ても、本件開示申出文書の存在を前提とした記載はなく、本件開示申出文書の存在を裏付けるものとはいえない。
- 3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 長戸 雅子

委員 川神 裕
